

## 新ひだか町発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領

令和2年3月27日決裁

新ひだか町現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領(平成28年5月6日決済)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、新ひだか町が発注する工事において、建設業法(昭和24年第100号)で定める主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)の配置及び新ひだか町建設工事請負標準契約約款(以下「標準契約約款」という。)に規定する現場代理人の常駐に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(主任技術者等の配置)

第2条 受注者は、受注した工事の請負金額又は下請金額に応じて、建設業法第26条で定める規定のほか、監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日国総建第315号、以下「運用マニュアル」という。)に基づき適正な主任技術者等を配置しなければならない。

2 主任技術者等の工事現場ごとにおける専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することをいう。

3 主任技術者等の配置期間は、当該工事の着手日から工事完成後、検査が終了し発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(完成検査確認通知書等における日付)とする。

4 建設業法第7条第2項又は第15条第2項に規定する営業所の専任技術者(建設業法第3条第2項に規定する建設工事の許可の種類は問わない。以下「営業所の専任技術者」という。)は、原則として工事現場へ配置する主任技術者等として配置することはできない。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合は、工事現場に配置する主任技術者等と兼任させることができるものとする。

(1) 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。

(2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。

(3) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

(4) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上にあること。

(5) 建設業法第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者等として配置されていないこと。

5 前項により営業所の専任技術者が、工事現場に配置する主任技術者等として兼任する場合は、本来業務である営業所の専任技術者としての職務(営業所に常勤し、請負契約の締結にあたり工法の検討、注文者への技術的説明、見積もり等の技術的なサポートを行う。)及び主任技術者等としての職務(建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行う。)を、それぞれ適切に実施しなければならない。

6 前項に掲げる営業所の専任技術者を工事現場に配置する主任技術者等とする場合に、現場代理人の職務を兼務するときは、第8条第1項第4号ただし書きの規定によるものとする。

7 共同企業体における主任技術者等の配置については、新ひだか町共同企業体取扱要綱(平成25年3月29日要綱第12号)に定めるもののほか、監理技術者の配置については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

ア 甲型共同企業体（共同施工方式）は、当該工事が建設業法第26条第2項の規定により監理技術者の配置を要するとき又は事前に見込まれるときは、特定建設業者たる構成員の1社以上が監理技術者を配置しなければならないものとする。この場合において、原則として特定建設業者たる代表者が監理技術者を配置しなければならない。

イ 乙型共同企業体（分担施工方式）については、それぞれ分担する工区において当該工事が建設業法第26条第2項の規定により監理技術者の配置を要するとき又は事前に見込まれるときは、それぞれの構成員が監理技術者を分担施工に係る工程期間において配置するものとする。

(2) 経常建設共同企業体

ア 甲型共同企業体（共同施工方式）については、経常建設共同企業体の結成目的である継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化することに資するよう工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の技術力が最大限に発揮できるよう自主的に監理技術者の配置の決定を行うものとする。なお、監理技術者の配置を行おうとするときは、特定建設業者たる構成員が監理技術者を配置しなければならない。

イ 乙型共同企業体（分担施工方式）については、前号イの規定を準用するものとする。

(主任技術者等の専任期間)

第3条 建設業法第26条第3項に規定する工事現場ごとに主任技術者等の専任で配置が必要な工事において、受注者が主任技術者等を工事現場へ専任で配置すべき期間は契約工期を基本とし、次の各号のいずれかに該当する期間については、工事現場への専任を要しないものとする。ただし、いずれの場合においても発注者と受注者の間で、これらの期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面により明確になっていなければならない。

(1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 標準契約約款の規定により、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（完成検査確認通知書等における日付）とする。

(5) 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で主任技術者等が短期間工事現場を離れなければならない場合において、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、当該工事における必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について発注者に了解を得ている期間

(6) 前5号に掲げる期間のほか、運用マニュアルに定めるフレックス工期を採用した工事等で工事現場において作業等が行われていない期間

(7) 次条の規定により工事の主任技術者等を兼任する期間

(専任配置の主任技術者等の兼務)

第4条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、密接な関係のあ

る工事について同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができるのは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合とする。ただし、工事内容等により、施工上、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所であること。
- (2) 同一の専任の主任技術者（現場代理人を兼任する場合を含む。）が管理すること。
- (3) 兼任する工事が公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する工事をいう。）であること。ただし、他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限るものとする。
- (4) 当該工事と兼任できる工事は、別件工事と併せて、原則として2件程度であること。
- (5) 前年度において、完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定における基準点未満の工事成績がないこと。
- (6) 次に掲げるいずれかの工事に該当しないこと。
  - ア 専任の監理技術者の配置を要する工事又は事前に見込まれる工事
  - イ 低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事
  - ウ 新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体で施工する工事
  - エ 工事内容又は施工の難易度、発注方法等により発注者が兼任を認めない工事

2 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者等が当該複数工事全体を管理することが合理的であると認められる場合は、同一の主任技術者等を配置することができる。

（主任技術者等の兼任における適正な施工の確保等）

第5条 受注者は、建設業法第26条第3項の規定により工事現場ごとに主任技術者等の専任配置を要する工事に該当しない工事（以下「非専任工事」という。）を含め、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を適正に遂行できる範囲において、主任技術者等が複数の工事の配置技術者として兼任する場合は、建設工事の適正な施工を確保されるよう、それぞれの工事におけるその職務を適切に実施しなければならない。

（現場代理人の配置）

第6条 受注者は、現場代理人が請負契約の履行に関して工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更・請求・受領及び契約の解除など重要事項を除いて、契約に基づく受注者の一切の任務を代行する者であることを鑑み、より適正な施工体制の確保を図るため、原則として当該職務を遂行できる直接的雇用関係を有している者の配置に努めなければならない。

- 2 現場代理人の直接的雇用関係の取扱いは、運用マニュアルの例によるものとする。
- 3 常駐とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをいう。
- 4 一つの契約で複数の施工箇所がある場合の常駐については、現に作業を行っている箇所に滞在していることを原則とする。
- 5 現場代理人の常駐期間は、当該工事の着手日から工事完成届を提出した日までとする。なお、次項

に定める乙型共同企業体においては、それぞれの工区の工程期間によるものとする。

6 共同企業体における現場代理人の配置については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 特定建設工事共同企業体

ア 甲型共同企業体（共同施工方式）については、共同企業体の代表者は円滑な共同施工を確保するために中心的な役割を担うことから、原則として代表者が現場代理人を配置するものとする。

イ 乙型共同企業体（分担施工方式）については、それぞれ分担する工区において現場代理人を配置するものとする。

(2) 経常建設共同企業体

ア 甲型共同企業体（共同施工方式）については、経常建設共同企業体の結成目的である継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化することに資するよう工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の技術力が最大限に発揮できるよう自主的に決定するものとする。

イ 乙型共同企業体（分担施工方式）については、前号イの規定を準用するものとする。

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第7条 現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、常駐を要しない期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面により明確になっていることを条件とする。

(1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 標準契約約款の規定により、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事が完成し、発注者へ完成届を提出した後（修補等が必要となった場合は、その修補等の完了届を提出した後）で、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

(5) 前4号に掲げる期間のほか、運用マニュアルに定めるフレックス工期を採用した工事等で工事現場において作業等が行われていない期間

(6) 次条の規定により工事の現場代理人を兼任する期間

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得等の理由があり工事現場を離れなければならないときは、代理の現場代理人が配置することにより、工事現場において作業等が行われている場合であっても、工事現場を短期間離れることができる。

3 前項の代理の現場代理人は、第6条第1項の規定に定める者とする。

4 受注者は、前項の規定により現場代理人が工事現場を離れる場合には、あらかじめ発注者に対し、現場代理人の短期間代理届（別記様式第1号）を提出しなければならない。ただし、工事現場を離れる期間が原則1日以内であるときは、発注者への口頭による了承を経て、打ち合わせ記録簿等の書面により明確し、届出に代えることができる。

5 第2項の短期間とは、原則として1週間以内とする。

6 現場代理人は、工事現場を短期間離れる場合にあつては、現場代理人が他の工事との兼任を認める措置でないこと、現場代理人の職務上の責任を免じていないことに留意しなければならない。

(現場代理人の兼任を認める対象工事)

第8条 現場代理人の兼任を認める対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、現場条件等により、安全管理上、常駐義務を緩和することが適当でない判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) 兼任する工事に対応する許可業種の請負金額が、建設業法施行令第27条第1項に定める金額未満であること。
- (2) 兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。
- (3) 兼任する工事が、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する工事をいう。）であること。ただし、新ひだか町の発注する工事で、入札公告、指名競争入札執行通知等において現場代理人の兼任を認める旨の条件を付したものであること、他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限るものとする。
- (4) 当該工事の現場代理人（主任技術者を兼任する場合を含む。）が兼任できる工事は、別件工事と併せて2件若しくは3件までとし、この場合、別件工事において兼任できるものは、現場代理人（主任技術者を兼任する場合を含む。）又は主任技術者とする。ただし、営業所の専任技術者は原則として現場代理人となることはできないが、この号を除く各号に規定する現場代理人の兼任を認める要件を満たすときは当該工事2件までに限り、工事現場の現場代理人（主任技術者を兼任する場合を含む。）として配置することができるものとする。
- (5) 前年度において、完成した新ひだか町発注工事において、工事成績評定における同種工事の基準点未満の工事成績がないこと。
- (6) 次に掲げるいずれかの工事に該当しないこと。

ア 工事現場を兼任する現場代理人が、他の工事で専任の監理技術者の配置を要する工事又は事  
前に見込まれる工事

イ 低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事

ウ 新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体  
で施工する工事

エ 工事内容又は施工の難易度、発注方法等により発注者が兼任を認めない工事

2 当該工事又は別件工事のいずれかが第4条第1項に定める同一の専任の主任技術者が管理できるとされた工事において、主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、現場代理人の兼務も認めるものとする。ただし、現場条件等により、安全管理上、常駐義務を緩和することが適当でない判断した場合は、兼任を認めないものとする。

3 第4条第2項に定める複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理できるとされた工事において、主任技術者等が現場代理人を兼ねる場合は、現場代理人の兼務も認めるものとする。

4 前3項によるほか、工事を中止する期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面により明確になっている場合で、かつ、現場管理が十分に行われていると認められる場合は、他の工事の現場代理人となることができる。ただし、現場代理人が主任技術者又は監理技術者を兼任している場合は、常駐の要否とは別に専任期間（完了検査が終了し、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日まで）を確保するものとする。

（現場代理人の兼任における安全管理等）

第9条 受注者は、現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等（役員を含む。）で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、

発注者との連絡に支障がないよう万全を期すものとする。

- 2 受注者は、現場代理人を兼任する場合において、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に行うものとする。
- 3 受注者は、現場代理人を兼任させたことにより安全管理の不徹底による事故等が起こることのないよう、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。
- 4 受注者は、現場代理人が第8条の規定の規定により兼任する場合にあっても、現場代理人の職務上の責任を免じていないことに留意しなければならない。

(兼任の届出手続)

- 第10条 受注者は、第4条の規定により主任技術者等を兼任させようとするときは、専任を要する主任技術者等兼任届(別記様式第2号)を、第8条の規定により現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任届(別記様式第3号)を、工事監督員を通して町長へ提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、兼任の適否を判断し、速やかに専任を要する主任技術者等兼任に関する回答書(別記様式第4号)又は現場代理人兼任回答書(別記様式第5号)を交付するものとする。

(契約変更等に係る主任技術者等及び現場代理人の変更)

- 第11条 受注者は、工事1件の請負金額が設計変更等による変更契約により増額され、建設業法施行令第27条第1項に定める金額となった場合には、工事現場ごとに専任の主任技術者等を配置しなければならない。
- 2 受注者は、工事1件の下請け金額の合計額が建設業法施行令第2条で定める金額以上となった場合は、特定建設業の許可を有している建設業者が監理技術者の配置しなければならない。ただし、工事施工当初において、このような状況があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置するものとする。
  - 3 受注者は、第8条第1項の規定により現場代理人の兼任を認められた工事において、工事1件の請負金額が、設計変更等による変更契約により増額され、建設業法施行令第27条第1項に定める金額となった場合には、工事現場ごとに現場代理人を配置しなければならない。
  - 4 受注者は、第1項から前3項までにおいて、工事現場に配置されていた主任技術者等が現場代理人を兼任していた場合、それぞれの工事現場に適正な主任技術者等又は現場代理人を配置しなければならない。
  - 5 前項までに掲げる規定によるほか契約締結時に届出した主任技術者等及び現場代理人の途中交代については、その者の職務執行が不相当である場合を除き、原則として認めないものとする。ただし、主任技術者等又は現場代理人の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合で受注者からの協議により、発注者において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認められた場合は変更できるものとする。
    - (1) 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合
    - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
    - (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
  - 6 契約変更等による主任技術者等及び現場代理人の配置について前項までに定めるほか、運用マニュアル及び標準契約約款で定めるところにより取扱うものとする。

(変更の届出)

第12条 受注者は、前条の規定により主任技術者等又は現場代理人の変更が必要となった場合は、主任技術者等・現場代理人変更届(別記様式第6号)を、工事監督員を通して町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、変更の適否を判断し、速やかに主任技術者等・現場代理人変更回答書(別記様式第7号)を受注者へ通知するものとする。

(兼任の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、主任技術者又は現場代理人の兼任を取り消すことができるものとする。

(1) 受注者が主任技術者又は現場代理人を兼任することにより、工事現場の運営、施工、管理等に不都合が生じた場合

(2) 受注者がこの要領及び関係法令等の規定に違反していると認められる場合

(3) 受注者が虚偽の届出により承認を得たと認められる場合

(4) 主任技術者が特別の理由もなく、工事施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行っていない場合

(5) 現場代理人が特別な理由もなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合

(6) その他兼任の解除が必要となった場合

2 前項の規定により主任技術者等又は現場代理人の兼任を取り消すときは、取消しの理由を付して書面で受注者に通知するとともに、主任技術者等・現場代理人変更届を提出させ主任技術者等又は現場代理人を変更するものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行について必要な事項は別に定める。

2 この要領により難い特別な事由があるときは、その都度町長の承認を得て別段の定めによることができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、改正前の新ひだか町現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領中これに相当する規定がある場合には、この要領の相当規定によってなされたものとみなす。

現場代理人の短期間代理届

年 月 日

新ひだか町長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

下記の現場代理人について、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得等の理由があり、短期間、工事現場を離れなければならないことから、下記のとおり代理の現場代理人を配置することとしたいので、新ひだか町発注工事における主任技術者及び現場代理人等に関する取扱要領第7条第4項の規定により届出します。

なお、工事の施工にあたって、関係法令等を遵守し、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不相当と判断されたときは、代理配置の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

記

- 1 工事名
- 2 現場代理人等の氏名

短期間現場を離れる現場代理人

主任技術者（監理技術者）

- 3 工事現場を離れる期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 4 工事現場を離れる理由

- 5 代理の現場代理人の氏名

- ※ 代理の現場代理人は、他の工事の専任を要する主任技術者等や現場代理人でない者であること。
- ※ 短期間、工事現場を離れなければならない場合とは、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得等の理由があること。
- ※ 短期間とは、必要最小限の日数とし、原則として1週間以内であること。
- ※ 必要に応じて、代理の現場代理人の経歴書等を添付すること。



専任を要する主任技術者等兼任届

年 月 日

新ひだか町長 様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり主任技術者等の兼任配置をしたいので、新ひだか町発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第10条の規定により届出いたします。

なお、届出内容に係る技術資格者、現場代理人の配置状況等に相違がないこと、工事の施工にあたって、関係法令等を遵守し、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不相当と判断されたときは、兼任配置の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

記

主任技術者 (監理技術者) 氏名		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
既 配 置 工 事	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現 場 代 理 人	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 ( 課 )	工 事 監 督 員	
兼 任 対 象 工 事 ①	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現 場 代 理 人	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 ( 課 )	工 事 監 督 員	
兼 任 対 象 工 事 ②	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現 場 代 理 人	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 ( 課 )	工 事 監 督 員	

兼任対象工事の種類 ※ (1) 又は (2) のいずれかの該当項目に印レ点を付けること。

- (1)  密接な関連のある工事を近接施工する場合の兼任（要領第4条第1項）①～⑨
- (2)  複数の工事を一の工事とみなす場合の兼任（要領第4条第2項）②、④、⑩

(第2面へ続く)

(密接な関係のある工事状況)

<input type="checkbox"/>	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる
<input type="checkbox"/>	施工にあたり相互に調整を要する
具 体 的 理 由	

(兼任となる他の工事①の発注機関の承認欄)

上記内容について、承認します。

年 月 日

発注機関の長

印

注 兼任となる他の工事①の発注機関が新ひだか町以外の場合に記入してください。  
この届出は、上記の発注機関の承認を得てから提出してください。

(兼任となる他の工事②の発注機関の承認欄)

上記内容について、承認します。

年 月 日

発注機関の長

印

注 兼任となる他の工事②の発注機関が新ひだか町以外の場合に記入してください。  
この届出は、上記の発注機関の承認を得てから提出してください。

※ この届出書は、兼任する工事の監督員に2部提出してください。また、既工事の該当理由の証する書類を添付すること。

① 工事概要書類

(契約書の写し、工事設計概要書、位置図、工程表等)

② 主任技術者等及び現場代理人の配置状況が確認できる書類

(施工体制台帳・現場代理人等届出通知、コリンズ登録書の写し等)

③ 兼任できる工事であることの確認 ※ 兼任を認めてないか確認

(工事の入札公告・指名通知等の写し)

【工事監督員使用欄】

① <input type="checkbox"/> 公共工事で兼任する工事の数が原則2件程度	⑥ <input type="checkbox"/> 前年度の町発注工事施工成績評価6.5点未満無し
② <input type="checkbox"/> 一体性、連続性又は相互の調整が認められる	⑦ <input type="checkbox"/> 下請金額合計4千万円(建築一式工事は6千万円)未満
③ <input type="checkbox"/> 工事現場の相互の距離が10km以内	⑧ <input type="checkbox"/> 低入札価格調査落札案件・JV対象案件でない
④ <input type="checkbox"/> 同一の専任の主任技術者が管理すること	⑨ <input type="checkbox"/> 工事内容又は発注方法等で兼任対象外工事でない
⑤ <input type="checkbox"/> 入札公告又は指名通知で兼任不可の記載はない	⑩ <input type="checkbox"/> 契約工期重複する契約、兼任工事が随意契約

現場代理人兼任届

年 月 日

新ひだか町長 様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり現場代理人の兼任配置をすることとしますので、新ひだか町発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第10条の規定により届出いたします。

なお、届出内容に係る技術資格者、現場代理人の配置状況等に相違がないこと、工事の施工にあたって、関係法令等を遵守し、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適当と判断されたときは、兼任配置の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

記

現場代理人 氏名		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
既 配 置 工 事	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	主 任 技 術 者 (監理技術者)	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 (課)	工 事 監 督 員	
兼 任 対 象 工 事 ①	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	主 任 技 術 者 (監理技術者)	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 (課)	工 事 監 督 員	
兼 任 対 象 工 事 ②	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	主 任 技 術 者 (監理技術者)	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 (課)	工 事 監 督 員	

兼任対象工事の種類 ※ (1) から (3) のいずれかの該当項目に印レ点を付けること。

- (1)  常駐緩和対象工事における場合の兼任（要領第8条第1項）①～⑨
- (2)  密接な関連のある工事を近接施工する場合の兼任（要領第8条第2項）⑩
- (3)  複数の工事を一の工事とみなす場合の兼任（要領第8条第3項）⑩

(第2面へ続く)

(兼任となる他の工事①の発注機関の承認欄)

上記内容について、承認します。

年 月 日

発注機関の長

印

注 兼任となる他の工事①の発注機関が新ひだか町以外の場合に記入してください。

この届出は、上記の発注機関の承認を得てから提出してください。

(兼任となる他の工事②の発注機関の承認欄)

上記内容について、承認します。

年 月 日

発注機関の長

印

注 兼任となる他の工事②の発注機関が新ひだか町以外の場合に記入してください。

この届出は、上記の発注機関の承認を得てから提出してください。

※ この届出書は、兼任する工事の監督員に2部提出してください。また、既工事の該当理由の証する書類を添付すること。

① 工事概要書類

(契約書の写し、工事設計概要書、位置図、工程表等)

② 主任技術者等及び現場代理人の配置状況が確認できる書類

(施工体制台帳・現場代理人等届出通知、コリンズ登録書の写し等)

③ 兼任できる工事であることの確認 ※ 兼任を認めてないか確認

(工事の入札公告・指名通知等の写し)

【工事監督員使用欄】

① <input type="checkbox"/> 公共工事で兼任する工事の数が3(2)件	⑥ <input type="checkbox"/> 前年度の町発注工事施工成績評定6.5点未満無し
② <input type="checkbox"/> 請負金額3千5百万円(建築一式工事は7千万円)未満	⑦ <input type="checkbox"/> 下請金額合計4千万円(建築一式工事は6千万円)未満
③ <input type="checkbox"/> 町内の工事現場の兼任である	⑧ <input type="checkbox"/> 低入札価格調査落札案件・JV対象案件でない
④ <input type="checkbox"/> 兼任する職務が現場代理人又は主任技術者である	⑨ <input type="checkbox"/> 工事内容又は発注方法等で兼任対象外工事でない
⑤ <input type="checkbox"/> 入札公告又は指名通知で兼任不可の記載はない	⑩ <input type="checkbox"/> 要領第4条第1項又は第2項に該当する工事である

専任を要する主任技術者等兼任に関する回答書

年 月 日

(受注者) 様

新ひだか町長

印

年 月 日付けで届出のありました主任技術者等の兼任について、次のとおり回答します。  
 なお、兼任させたことにより工程管理・安全管理等の不徹底による施工不良・事故等が起こることが  
 ないよう、安全管理及び工程管理に万全を期し、関係法令等を遵守のうえ、工事を施工してください。

記

1 兼任の回答 [ 兼任を認めます ・ 兼任を認めません ]

主任技術者 (監理技術者) 氏名		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
既 配 置 工 事	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現 場 代 理 人	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 ( 課 )	工 事 監 督 員	
兼 任 対 象 工 事 ①	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現 場 代 理 人	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 ( 課 )	工 事 監 督 員	
兼 任 対 象 工 事 ②	工 事 名		
	工 事 場 所	契 約 金 額	
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	現 場 代 理 人	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	発 注 者 ( 課 )	工 事 監 督 員	

兼任対象工事の種類 ※ (1) 又は (2) のいずれかの該当項目に印レ点を付けること。

- (1)  密接な関連のある工事を近接施工する場合の兼任 (要領第4条第1項) ①～⑨
- (2)  複数の工事を一の工事とみなす場合の兼任 (要領第4条第2項) ②、④、⑩

(第2面へ続く)

【認めない場合における要件を満たさなかった項目】

① <input type="checkbox"/> 公共工事で兼任する工事の数が原則2件程度	⑥ <input type="checkbox"/> 前年度の町発注工事施工成績評定6.5点未満無し
② <input type="checkbox"/> 一体性、連続性又は相互の調整が認められる	⑦ <input type="checkbox"/> 下請金額合計が4千万円(建築一式工事は6千万円)未満
③ <input type="checkbox"/> 工事現場の相互の距離が10km以内	⑧ <input type="checkbox"/> 低入札価格調査落札案件・JV対象案件でない
④ <input type="checkbox"/> 同一の専任の主任技術者が管理すること	⑨ <input type="checkbox"/> 工事内容又は発注方法等で兼任対象外工事でない
⑤ <input type="checkbox"/> 入札公告又は指名通知で兼任不可の記載はない	⑩ <input type="checkbox"/> 契約工期重複する契約、兼任工事が随意契約
認められない理由	

※ 兼任を認めない場合は、本文中、なお書き部分を削除して使用すること。

現場代理人兼任に関する回答書

年 月 日

(受注者) 様

新ひだか町長 印

年 月 日付けで届出のありました現場代理人の兼任について、次のとおり回答します。  
 なお、兼任させたことにより工程管理・安全管理等の不徹底による施工不良・事故等が起こることが  
 ないよう、安全管理及び工程管理に万全を期し、関係法令等を遵守のうえ、工事を施工してください。

記

1 兼任の回答 [ 兼任を認めます ・ 兼任を認めません ]

現場代理人 氏名		営業所の専任技術者 (工種問わず)		職務兼務 有 ・ 無
既 配 置 工 事	工 事 名			
	工 事 場 所	契 約 金 額		
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
	主任技術者 (監理技術者)	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無	
	発注者(課)	工 事 監 督 員		
兼 任 対 象 工 事 ①	工 事 名			
	工 事 場 所	契 約 金 額		
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
	主任技術者 (監理技術者)	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無	
	発注者(課)	工 事 監 督 員		
兼 任 対 象 工 事 ②	工 事 名			
	工 事 場 所	契 約 金 額		
	契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
	主任技術者 (監理技術者)	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無	
	発注者(課)	工 事 監 督 員		

兼任対象工事の種類 ※ (1) から (3) のいずれかの該当項目に印レ点を付けること。

- (1)  常駐緩和対象工事における場合の兼任 (要領第8条第1項) ①～⑨※⑦は技術者兼務の場合
- (2)  密接な関連のある工事を近接施工する場合の兼任 (要領第8条第2項) ⑩
- (3)  複数の工事を一の工事とみなす場合の兼任 (要領第8条第3項) ⑩

(第2面へ続く)

(第1面から)

【認めない場合における要件を満たさなかった項目】

① <input type="checkbox"/> 公共工事で兼任する工事の数が2(3)件	⑥ <input type="checkbox"/> 前年度の町発注工事施工成績評定65点未満無し
② <input type="checkbox"/> 請負金額3千5百万円(建築一式工事は7千万円)未満	⑦ <input type="checkbox"/> 下請金額合計4千万円(建築一式工事は6千万円)未満
③ <input type="checkbox"/> 町内の工事現場の兼任である	⑧ <input type="checkbox"/> 低入札価格調査落札案件・JV対象案件でない
④ <input type="checkbox"/> 兼任する職務が現場代理人又は主任技術者である	⑨ <input type="checkbox"/> 工事内容又は発注方法等で兼任対象外工事でない
⑤ <input type="checkbox"/> 入札公告又は指名通知で兼任不可の記載はない	⑩ <input type="checkbox"/> 要領第4条第1項又は第2項に該当する工事である
認められない理由	

※ 兼任を認めない場合は、本文中、なお書き部分を削除して使用すること。



主任技術者等・現場代理人変更届

年 月 日

新ひだか町長 様

受注者 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 印

下記のとおり主任技術者等・現場代理人を変更しなければならない事由が生じたので、新ひだか町発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第12条の規定により届出いたします。

なお、届出内容に係る技術資格者、現場代理人の配置状況等に相違がないこと、工事の施工にあたって、関係法令等を遵守し、それぞれの監督員の指示に従い、安産管理及び工程管理に万全を期します。

記

工 事 名				
工 事 場 所		契 約 金 額		
契 約 工 期		年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 前	主任技術者 (監理技術者)		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	現場代理人		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
変 更 後	主任技術者 (監理技術者)		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	現場代理人		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	他の工事と主任 技術者の兼務	職務兼務 有 ・ 無	他の工事と現場代理人 の兼務	職務兼務 有 ・ 無
	変 更 予 定 日	年 月 日から		

(第2面へ続く)

## 主任技術者等・現場代理人変更届

(第1面から)

変 更 事 由	① <input type="checkbox"/> 工事1件の請負金額が、設計変更等による変更契約により増額され、3千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上となったことから、専任の主任技術者として配置する必要性が生じたため(要領第11条第1項)
	② <input type="checkbox"/> 工事1件の下請金額の合計が4千万円(建築一式工事は6千万円)以上となったことから、専任の監理技術者として配置する必要性が生じたため(要領第11条第2項)
	③ <input type="checkbox"/> 工事1件の請負金額が、設計変更等による契約変更により増額され、3千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上となったことから、工事ごとに現場代理人を常駐する必要性が生じたため(要領第11条第3項)
	④ <input type="checkbox"/> 兼任する主任技術者等又は現場代理人の職務のいずれか又はその両方で、上記①から③までの例により工事ごとに主任技術者等又は現場代理人を配置する必要性が生じたため(要領第11条第4項)
	⑤ <input type="checkbox"/> 主任技術者等又は現場代理人のその職務執行が不適当であり、工事関係者に関する措置請求及び対応結果に基づき、変更する必要性が生じたため(要領第11条第5項前段、標準契約約款)
	⑥ <input type="checkbox"/> 主任技術者等又は現場代理人の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない理由により変更する必要性が生じたため(要領第11条第5項ただし書き前段)
	(理由)
⑦ 発注者と受注者との協議により、交代の時期が工程上一定の区切りと認められる時点で、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認められた場合(要領第11条第5項ただし書き後段の(1)～(3))	
<input type="checkbox"/> ア 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合	
<input type="checkbox"/> イ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点	
<input type="checkbox"/> ウ 一つの契約工期が多年に及び場合	
<b>【確認】</b>	
・ 交代の時期は工程上一定の区切りと認められること	
・ 交代前後における技術者の資格及び技術力が同等以上に確保されること	
・ 工事の持続性及び品質が確保されること	
等	

※ 必要に応じて、新たな技術者及び現場代理人の資格者証の写し・経歴書等を添付すること。

主任技術者等・現場代理人の変更に関する回答書

年 月 日

(受注者) 様

新ひだか町長 印

年 月 日付けで届出のありました主任技術者等・現場代理人の変更について、次のとおり回答します。

なお、変更させたことにより工程管理・安全管理等の不徹底による施工不良・事故等が起こることがないように、安全管理及び工程管理に万全を期し、関係法令等を遵守のうえ、工事を施工してください。

記

1 変更の回答 [ 変更を認めます ・ 変更を認めません ]

工 事 名				
工 事 場 所		契 約 金 額		
契 約 工 期		年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 前	主 任 技 術 者 (監理技術者)		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	現 場 代 理 人		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
変 更 後	主 任 技 術 者 (監理技術者)		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	現 場 代 理 人		営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	他の工事と主任 技術者の兼務	職務兼務 有 ・ 無	他の工事と現場代理人 の兼務	職務兼務 有 ・ 無
変更を認めた場合に おける変更後の職務期間		年 月 日から 年 月 日まで		

【変更を認めない場合に記載】

変更を認められない理由	
-------------	--

※ 変更を認めない場合は、本文中、なお書き部分を削除して使用すること。

主任技術者等・現場代理人の兼任に関する取消通知書

年 月 日

(受注者) 様

新ひだか町長 印

年 月 日付けで通知しました主任技術者等・現場代理人の兼任について、新ひだか町発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第13条の規定により、下記の工事に係る主任技術者等・現場代理人の兼任について取り消しますので、通知します。

なお、主任技術者等・現場代理人の兼任を取り消される工事については、取消日前に主任技術者等・現場代理人の変更手続きをしてください。

記

1 兼任取消し理由

工 事 名			
工 事 場 所		契 約 金 額	
契 約 工 期		年 月 日から 年 月 日まで	
取 消 内 容	主 任 技 術 者 (監理技術者)	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
	現 場 代 理 人	営業所の専任技術者 (工種問わず)	職務兼務 有 ・ 無
取 消 日		年 月 日	

【取消理由該当条項】 ※○を付する

- (1) 受注者が主任技術者又は現場代理人を兼任することにより、工事現場の運営、施工、管理等に不都合が生じた場合
- (2) 受注者がこの要領及び関係法令等の規定に違反していると認められる場合
- (3) 受注者が虚偽の届出により承認を得たと認められる場合
- (4) 主任技術者が特別の理由もなく、工事施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行っていない場合
- (5) 現場代理人が特別な理由もなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合
- (6) その他兼任の解除が必要となった場合

取消理由	
------	--